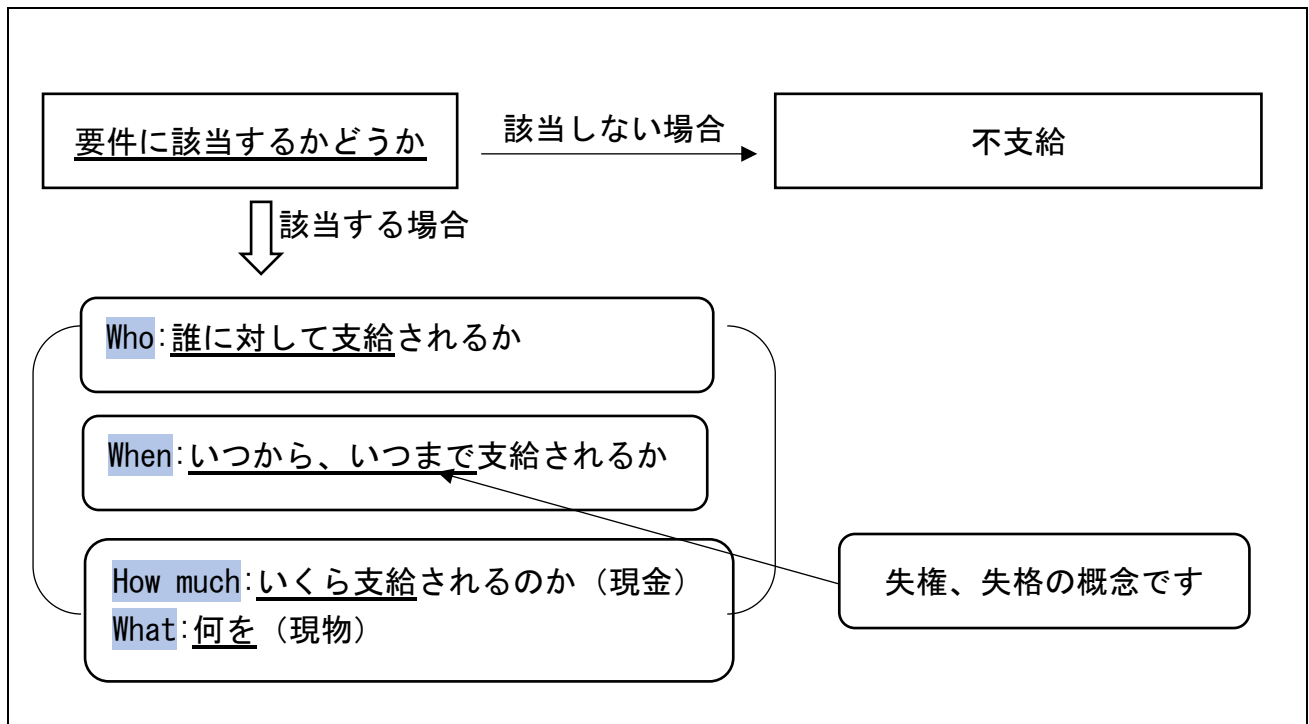


第 16 回目は、国民年金法の老齢基礎年金の支給要件の内容を確認していきます。

まず、一般的な保険給付の概略から見ていきます。



【誰に対して】【いつから、いつまで】【いくら】【何を】に関しては、厚生年金保険法、労災保険や雇用保険等にも当てはまるポイントです。

国民年金法 26 条の老齢基礎年金の支給要を確認していきます。

学生の保険料納付特例及び 30 歳未満緒保険料納付特例の場合を除く。

法 26 条（支給要件）

【条文】

老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間（第 90 条の 3 第 1 項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者が 65 歳に達したときに、その者に支給する。

ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年に満たないときは、この限りでない。

- ① 保険料納付済期間又は保険料免除期間（例外 2 点）を有すること。
- ② 65 歳に達したこと
- ③ 受給資格期間が 25 年以上あること

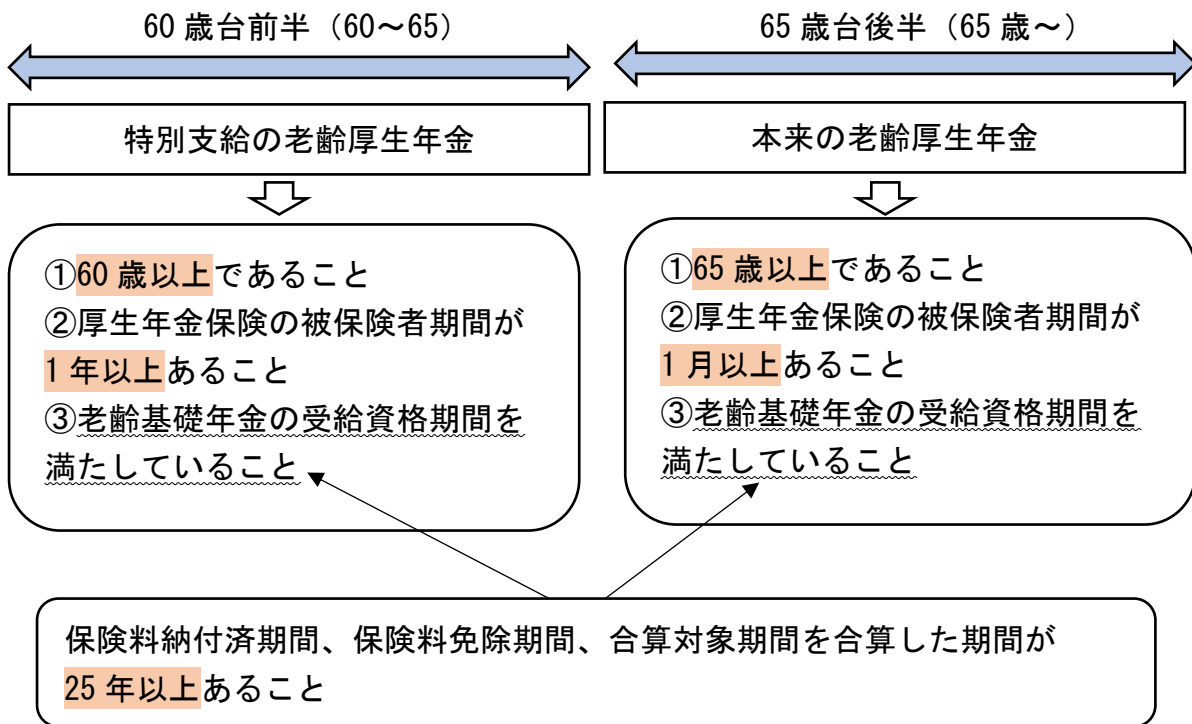
上記の3点が老齢基礎年金の支給要件の大原則になります。

②の例外として⇒支給繰下げ、支給繰上げ

③の例外として⇒合算対象期間、受給資格期間の短縮
等があります。

who 誰に対して支給されるかというと、上記の3つの支給要件を満たしている者が対象になります。

老齢厚生年金に関しては、2つの括り（60歳前半・60歳後半）で理解することが必要です。



次に、When（いつから～いつまで）に関して確認していきます。

法 18 条（年金の支給期間及び支払期月）

①年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

②年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。

ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

③年金給付は、毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の 6 期に、それぞれの前月までの分を支払う。

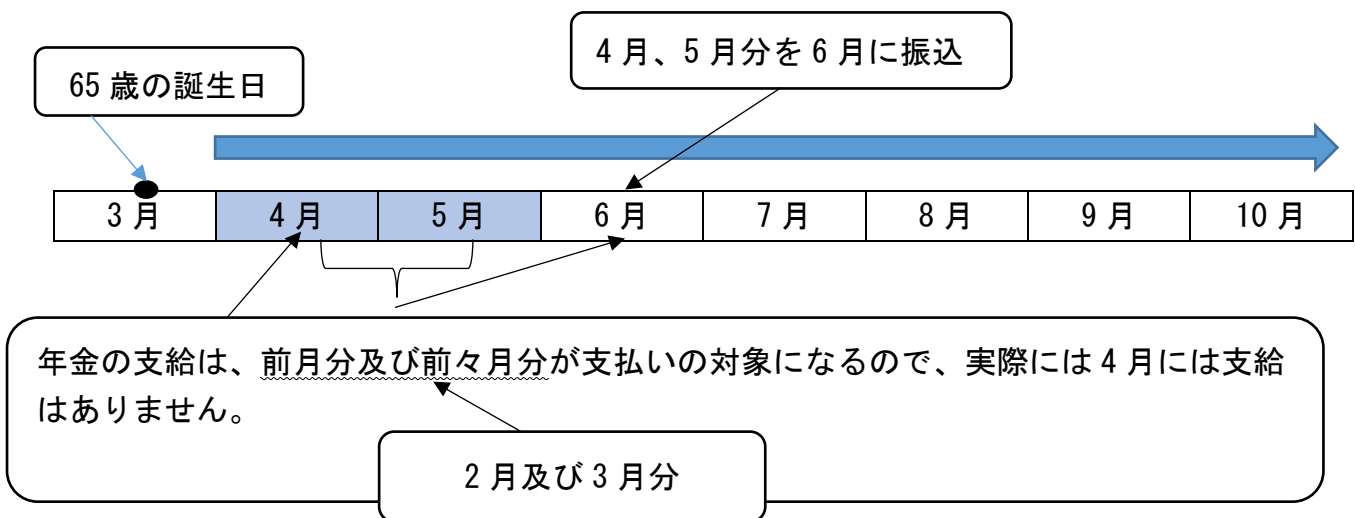
ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

①の支給開始

例えば、3 月 10 日に 65 歳の誕生日を迎えた場合

「3 月の翌月」である 4 月から支給が開始されます。

ただし実際には、それぞれ前 2 か月分が支払いの対象になるので、年金が振り込まれるのは、6 月からになります。



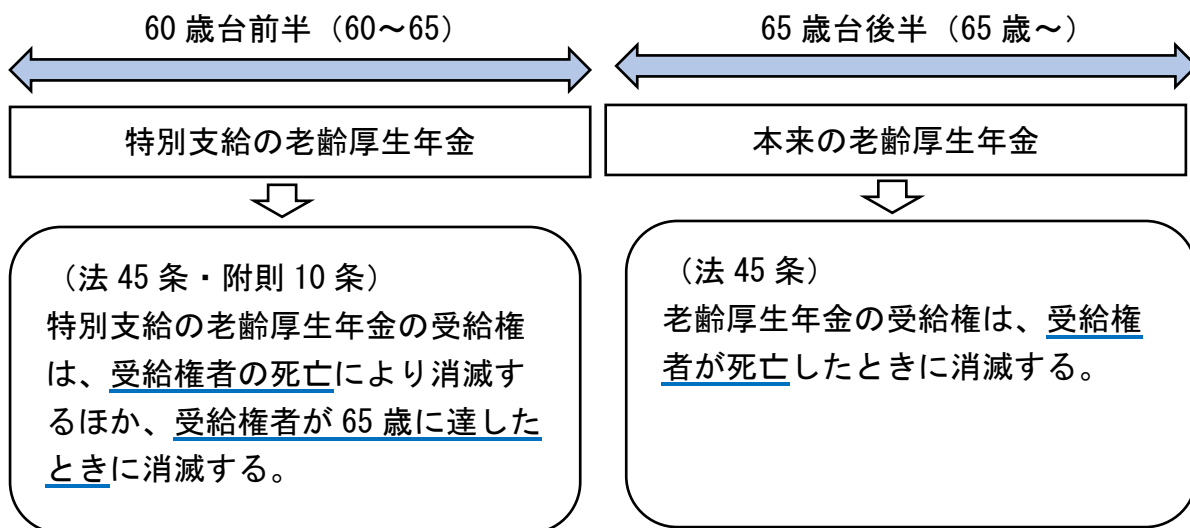
①の消滅です。

法 29 条 (失権)

老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

老齢基礎年金に関する失権は、死亡した時だけです。

老齢厚生年金に関する失権は、下記のとおり 2 つの括りでの確認が必要です。



次に、「いくら支給されるのか」に移ります。

平成 29 年度：改定率：0.998

法 27 条（年金額）

老齢基礎年金の額は、780,900 円に改定率を乗じて得た額とする。

ただし、保険料納付済期間の月数が 480 に満たない者に支給する場合は、当該額に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（480 を限度とする。）を 480 で除して得た数を乗じて得た額とする。

その額に 50 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に切り上げる。

平成 29 年度（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）の老齢基礎年金満額は

780,900 円 × 0.998 ÷ 779,338.2 円 ▲

端数処理により、50 円未満切捨てにより、満額の額は 779,300 円になります。

	平成 28 年度 (平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)	平成 29 年度 (平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)
改定率	0.999	<u>0.998</u>
計算式	780,900 円 × 0.999 ÷ 780,119 円	780,900 円 × <u>0.998</u> ÷ 779,300 円
満額の金額	780,100 円	779,300 円

上記のように、H29 年度の年金額は 0.1%引き下げになります。

その他の年金額のポイント

平成 29 年の名目手取り賃金変動率は対前年比で 1.1%のマイナス、物価上昇率は マイナス 0.1%となり、

その結果、平成 29 年度の老齢基礎年金の額は前年比で 0.1%のマイナス。

規定により マクロ経済スライドの適用はなし。

以上が老齢基礎年金の支給要件、支給期間、年金額の内容になります。

最後に、年金額の改定に関して解説を行います。

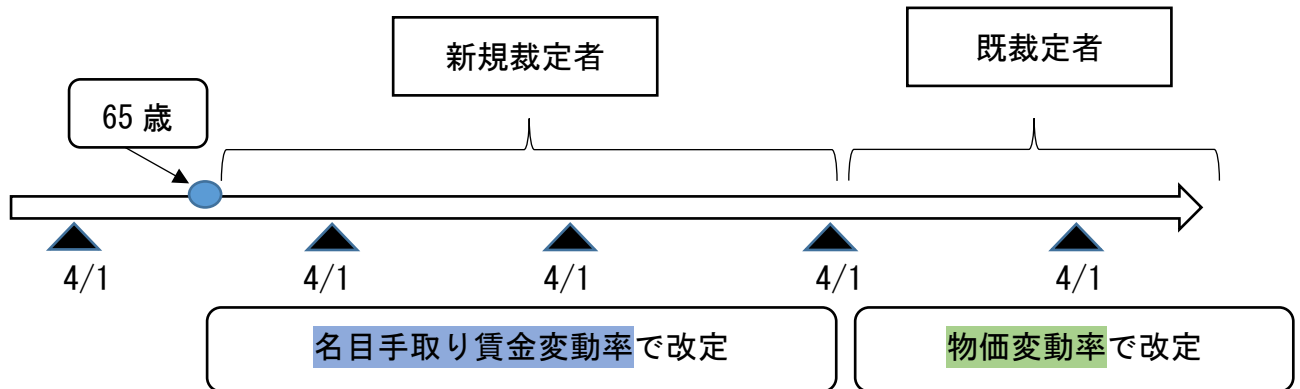
端数処理…100円未満四捨五入

法 27 条（年金額）

老齢基礎年金の額は、780,900円に改定率を乗じて得た額とする。

年金額は、「改定率」を改定することにより、年度ごとの年金額が決定されます。

この改定率の改定に関しては、2段階での改定になります。



条文を確認します。

法 27 条の 2（新規裁定者の改定率の改定）

- ①平成 16 年度における改定率は、1 とする。
- ②改定率については、毎年度、物価変動率に実質賃金変動率及び可処分所得割合変化率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の 4 月以降の年金たる給付について適用する。

改定率 = 前年度の改定率 × 名目手取り賃金変動率

名目手取り賃金変動率 = 物価変動率 × 実質賃金変動率 × 可処分所得割合変化率

法 27 条の 3（既裁定者の改定率の改定）

受給権者が 65 歳に達した日の属する年度の初日の属する年の 3 年後の年の 4 月 1 日の属する年度以後において適用される改定率（以下「基準年度以後改定率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

改定率 = 前年度の改定率 × 物価変動率

平成 29 年度に関しては、

- 物価変動率⇒マイナス 0.1%
- 名目手取り賃金変動率⇒マイナス 1.1%



- 両方ともにマイナス
- 名目手取り賃金変動率の方が下落率大きい



年金額の改定は、名目手取り賃金変動率よりも物価変動率が下回ることを前提としているので、今年度は、例外により、新規裁定者も物価変動率によって改定

マクロ経済スライドに関しては、平成 29 年度は、物価変動率がマイナスのために、マクロ経済スライドによる調整率はかかりません。

（マクロ経済スライドは、賃金や物価がプラスになった場合の調整）

平成 29 年度の改定率のまとめ

- 新規裁定者も既裁定者も「物価変動率」によって改定
- 改定率 = H28 年度の改定率 (0.999) × 物価変動率 (0.999) = 0.998
- 平成 29 年度の年金額

780,900 円 × 0.998 ≒ 779,338.2 円

50 円未満を切り捨て、50 円以上 100 円未満を 100 円に切り上げて、平成 29 年度の老齢基礎年金の満額は、779,300 円

第 16 回目（完）